

分類番号	S-RE-06001
主管部門	安全衛生推進チーム

## 名阪急配株式会社 安全管理規程

－ 第 3 版 －

制定日：2006年 11月 1日

改定日：2023年 10月 1日

承認者：社長

村井 聖

審査者：安全統括管理者

佐藤 清貴

作成者：安全衛生推進チーム

森 弘樹

名阪急配株式会社

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

## 目次

1.	目 的 .....	2
2.	適用範囲 .....	2
3.	運用方法 .....	2
3. 1	用語の定義.....	2
3. 2	責任・権限.....	2
4.	輸送の安全を確保するための事業運営の方針等.....	2
4. 1	輸送の安全に関する基本的な方針.....	2
4. 2	輸送の安全に関する重点施策 .....	3
5.	輸送の安全を確保するための事業の実施および管理体制.....	3
5. 1	社長の責務.....	3
5. 2	管理体制 .....	3
5. 3	重点施策 .....	6
5. 4	意思疎通と情報伝達 .....	6
5. 5	事故・災害等に関する報告連絡体制.....	6
5. 6	輸送の安全に関する教育および研修.....	6
5. 7	輸送の安全に関する内部監査 .....	6
6.	マネジメントレビュー.....	7
6. 1	マネジメントレビューの実施手順.....	7
6. 2	マネジメントレビューの目的 .....	7
7.	文書と記録.....	7
7. 1	文書管理 .....	7
7. 2	記録管理 .....	7
7. 3	電子記録 .....	7
8.	情報の開示.....	8
8. 1	運輸安全マネジメント取組の公表.....	8
8. 2	行政処分後の情報開示.....	8
9.	防災 .....	8
9. 1	事前の備え.....	8
9. 2	連携と情報発信 .....	9
9. 3	防災に関する教育と訓練.....	9
9. 4	災害予防から応急・復旧までの留意点 .....	10

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

## 1. 目的

安全管理規程（以下、「本規程」という）は、当社が、運輸安全マネジメントならびに運輸防災マネジメントの自律的、継続的な実現と見直し、改善を行い、貨物自動車運送事業法第15条および第16条に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 3. 運用方法

### 3. 1 用語の定義

本規定の用語の定義はISO9001:2015もしくはISO14001:2015に準拠する。ただし、当社における独自の用語は、『当社独自の用語及び定義（付図-06）』にて定義する。

### 3. 2 責任・権限

本規程の制定・改廃は、安全衛生推進チームが起案作成、安全統括管理者が確認および審議、社長が承認する。

## 4. 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

### 4. 1 輸送の安全に関する基本的な方針

#### 4. 1. 1 社長のコミットメント

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、前場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現状の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

#### 4. 1. 2 目標と計画

輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### 4. 1. 3 安全基本方針

社長は、安全輸送に関する基本となる方針「当社は、安全を最優先した環境をつくり、社員一同、地域・社会に貢献し、事故ゼロを目指す。」（以下、「基本方針」という）

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

に基づき、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

#### 4. 2 輸送の安全に関する重点施策

##### 4. 2. 1 当社の取組

当社は、前項の「基本方針」に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する
- (2) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努める
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達および共有する
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施する

##### 4. 2. 2 グループ会社との協力

当社およびグループ会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

##### 4. 2. 3 協力会社との連携

協力会社に当社の輸送業務を委託する場合は、当社の基本方針を確実に伝達し、可能な限り、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

#### 5. 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理体制

##### 5. 1 社長の責務

社長は、次の事項を実施し、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- (1) 輸送の安全の確保および防災に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる
- (2) 輸送の安全の確保および防災に関し、安全統括管理者の意見を尊重する
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う
- (4) 自然災害等の発生時においても、事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努める
- (5) 被災により通信手段が断絶した場合にも緊急参集が可能となるよう、代務できる管理体制をあらかじめ備えておくこと

##### 5. 2 管理体制

##### 5. 2. 1 管理者の選任

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

輸送の安全を確保するための管理体制として、次に定める要件を満たした者を選任し、責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - 取締役のうち貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者
- (2) 運行管理者
  - 『運行管理規程（M-PR-1003）』に定める要件を満たした者
- (3) 整備管理者
  - 『整備管理規程（M-PR-1004）』に定める要件を満たした者
- (4) 添乗マイスター等、必要な教育指導者
  - 当社が定めるカリキュラムを修了し、担当部長による認定を受けた者

## 5. 2. 2 管理者の責務

### 5. 2. 2 - 1 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- (2) 輸送の安全の確保および防災に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること
- (3) 輸送の安全および防災に関する方針、重点施策、目標および計画を確実に実施すること
- (4) 輸送の安全および防災に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し、周知を図ること
- (5) 輸送の安全および防災に関する取組状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を実施すること
- (6) 輸送の安全の確保および防災に関し、必要な改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、関係法令および運行管理規程に基づき、運行管理者を統括管理すること
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、関係法令および整備管理規程に基づき、整備管理者を統括管理すること
- (9) 輸送の安全の確保および防災に関して、教育計画に基づき、社員に対して、必要な教育または研修を行うこと
- (10) 自然災害等発生時に必要な緊急参集について、一定基準を超える災害発生時には、迅速に非常体制を始動できるよう努めること

### 5. 2. 2 - 2 運行管理者の責務

運行管理者の責務は、『運行管理規程（M-PR-1003）』に定める。

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

#### 5. 2. 2-3 整備管理者の責務

整備管理者の責務は、『整備管理規程 (M-PR-1004)』に定める。

#### 5. 2. 2-4 添乗マイスターの責務

添乗マイスターは、次に掲げる責務を有する。

- (1) 新規もしくは事故惹起運転者に対して、指導および教育を実施すること
- (2) 現場における指導員を養成すること
- (3) 月1回、安全統括管理者に活動報告を行うこと

#### 5. 2. 3 管理者不在時の対応

長期的な休業もしくは不測の事態等の理由により、5. 2. 1～3の管理者が不在となった場合は、次に定める者が代務し、同等の責務を負うものとする。

なお、代務者とされている候補者は、必要な力量について、あらかじめ取得もしくは修了しておき、いつでも代務を可能としておかなければならない。

- (1) 安全統括管理者 ⇒ 営業本部長
- (2) 運行管理者 ⇒ 運行管理者資格を保持した補助者の内、指名を受けた者
- (3) 整備管理者 ⇒ 整備管理者資格を保持した補助者の内、指名を受けた者

#### 5. 2. 4 管理者の解任

5. 2. 1により選任した管理者の内、(1)から(3)の者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣による解任命令があったとき
- (2) 身体の故障、その他やむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難であると認められたとき
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき
- (4) 事業の廃止または撤退等の事由により、選任が不要となったとき

#### 5. 2. 5 役職者の責務

##### 5. 2. 5-1 担当部長の責務

担当部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、担当する管内のセンター長を統括し、指導監督を行う

##### 5. 2. 5-2 センター長の責務

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

センター長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、担当する管内のセンター長を統括し、指導監督を行う

### 5. 3 重点施策

4. 1. 3 に定める安全基本方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を確実に実施する

### 5. 4 意思疎通と情報伝達

当社は、社長から現場運転者至るまでの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過・隠ぺいをせず、直ちに管理者に報告し、適切な対処を講じる。

### 5. 5 事故・災害等に関する報告連絡体制

#### 5. 5. 1 事故発生時の手順

事故・災害等が発生した場合における報告連絡手順は、『是正予防処置規定 (M-PR-0502)』および『事故発生時の手順 (付図-21)』に定める。当該報告が、安全統括管理者および社長等にすみやかに伝達されるように努めなければならない。

#### 5. 5. 2 報告連絡体制の周知

安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、当該体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、必要な指示等を行わなければならない。

#### 5. 5. 3 重大事故報告

自動車事故報告規則に定める事故・災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ、必要な報告を行わなければならない。

### 5. 6 輸送の安全に関する教育および研修

センター長は、必要となる人材育成のための教育および研修を着実に実施するため、4. 2. 1の(5)に定める計画を策定する。

### 5. 7 輸送の安全に関する内部監査

#### 5. 7. 1 定期の内部監査

安全統括管理者は、安全衛生推進チーム長を実施責任者（以下、「内部監査事務局」という）として指名し、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回以上、定期に内部監査を実施する。定期の内部監査の実施手順に関しては、『内部監査規定 (M-PR-0501)』に定める。

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

### 5. 7. 2 緊急の内部監査

安全統括管理者は、重大な事故・災害等が発生した場合、または類似の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他必要であると認められる場合には、内部監査事務局に緊急の内部監査を実施するよう指示する。内部監査事務局は、すみやかに内部監査を実施する。

### 5. 7. 3 内部監査の報告

内部監査事務局は、内部監査を実施した結果について、安全統括管理者に報告書を提出する。安全統括管理者は、内部監査の結果を社長に報告するとともに、必要に応じて、緊急の是正措置または予防措置を講じる。

## 6. マネジメントレビュー

### 6. 1 マネジメントレビューの実施手順

輸送の安全の確保のための社長に対するコミットメントとして、1年に2回以上、マネジメントレビューを実施する。マネジメントレビューの実施手順に関しては、『マネジメントレビュー規定 (M-PR-0102)』に定める。

### 6. 2 マネジメントレビューの目的

マネジメントレビューでは、運輸安全マネジメントに関して、次の事項を議題に含める。

- (1) 輸送の安全を確保するための管理体制の機能全般に関する有効性の評価
- (2) 発生した事故・災害等の発生に関する傾向と分析報告
- (3) 発生した事故・災害等に対して講じた再発防止策と効果確認
- (4) 会社を取り巻く外部・内部の環境状況および利害関係者の要求事項の変化
- (5) マネジメントシステムに対する見直しと継続的改善に関する決定事項

## 7. 文書と記録

### 7. 1 文書管理

マネジメントシステムの運用に必要とする文書類は、『最新版文書管理表』および『付図一覧表』に記す。文書類は、最新版であることを明確にするため、版数もしくは改定日を表示する。

### 7. 2 記録管理

マネジメントシステムの運用に必要な記録類の取扱いに関しては、『記録管理規定 (M-PR-0302)』に定める。センターでは、使用している独自の記録様式に関して、明確にしておかなければならない。

### 7. 3 電子記録



区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

文書および記録の保持に関して、紙ベースであることを要求しないが、行政庁による検査、もしくは内部監査等の実施時には、紙ベースでの記録を求める場合がある。

## 8. 情報の開示

### 8. 1 運輸安全マネジメント取組の公表

安全基本方針、目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計、組織体制および指揮命令系統、重点施策、教育および研修の計画、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程については、毎年度、会社ホームページ等を通じて、情報を開示する。

### 8. 2 行政処分後の情報開示

事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、すみやかに当該情報を開示する。

## 9. 防災

### 9. 1 事前の備え

#### 9. 1. 1 計画的装備

災害予防のため、次の手順に基づき、計画的装備を検討する。

- (1) 地震や台風の規模により、どのような被害が発生するのかを予測する
- (2) 地方自治体等が作成・公表しているハザードマップ等を参考にして、被害の見積もりを行う
- (3) 最大被害の想定をもとに、必要な事前準備の程度と内容を検討する
  - ① 防災品
  - ② 燃料
  - ③ 食料の備蓄
  - ④ 避難施設の準備
  - ⑤ 宿泊場所の確保
  - ⑥ 非常電源の配備

#### 9. 1. 2 緊急連絡網の整備

緊急連絡網に関して、次の事項を考慮し、常に最新の状態に整備する。

- (1) 通信機器等に登録し、いつでも取り出せるようにしておく
- (2) 地方自治体、消防、警察、地方運輸局、地方整備局、関係事業者、事業者団体等の防災関係担当との連絡体制も整えておく
- (3) 人事異動等を踏まえ、伝承を確実にする
- (4) 複数の通信・連絡手段を確保し、訓練を通じて実効性を維持する

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

### 9. 1. 3 防災マニュアル

社員向けの防災マニュアルを作成する場合は、自然災害が想定どおりに発生することは無いこと、また、実際時に詳細のマニュアルを読む余裕が無いことを踏まえて、事細かな段取りや動作を規定した内容ではなく、応用が利く行動規範を定めた内容とすることを推奨する。

### 9. 2 連携と情報発信

会社組織、荷主等との情報伝達およびコミュニケーションを重視し、さらには地方自治体、国の行政機関、事業者団体等との連携関係についても、定期的な防災訓練等の機会を通じて、様々なレベルで日頃から関係を築くよう努め、勤務地な関係を構築していくことが望ましい。

#### 9. 2. 1 地方自治体との連携

自然災害の発生時において、地方自治体が現地対策本部を設置した場合は、その連携を密にし、正確な被災情報の収集に努めるとともに、緊急物資輸送等の協力依頼に対しても、安全統括管理者が可否を検討し、可能な限り、依頼に応えるよう努めること。

- ▶ 緊急物資輸送：自然災害などの緊急時に、国、地方公共団体、輸送事業者が連携し、被災地や避難者を支援するための食料・飲料・毛布等の物資を輸送すること

#### 9. 2. 2 国の行政機関との連携

当社事業が被災のため支援が必要となった場合には、国の行政機関（地方運輸局、地方整備局、地方航空局）に対して、支援を要請することができる。支援内容などの具体的な活動については予め確認しておき、平時から国の行政機関との連携をとっておくよう努める。

#### 9. 2. 3 事業者間連携と地域コミュニティー

自然災害により、被害に遭う機会は限られており、同業他社の災害対応の取組に学ぶことは、訓練による習熟と同様、実践的検証を行う場として貴重であるため、事業者間で連携し、有用な活動について意見交換等の取組を行っていくことが望ましい。

また、地域コミュニティーにおける共助の観点から、近隣の地域に所在する事業者間との協力関係を構築しておくことも有効である。

### 9. 3 防災に関する教育と訓練

#### 9. 3. 1 基本理念に基づく研修

自然災害の発生時に役に立つのは、基本理念と基本動作であり、そしてその上に立つ柔軟な応用力であることから、基本となる心構えや所作については研修により習得する。ま

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

た、企業経営の基本理念において、防災と事業継続を重視していることを周知する機会としての活用も有効である。

### 9. 3. 2 実践的な訓練

自然災害の対応力の向上のためには、実践的な訓練を行うことが効果的である。訓練の実施においては、次の事項に留意するよう努める。

- (1) 経営トップが参加すること
- (2) できるだけ多くの関係者が参加すること
- (3) 時間と情報の制約がある中で、関係者との調整、的確な意思決定、実行に移すような実戦さながらの訓練を実施すること
- (4) 地震、風水害、火山噴火といった異なる災害態様の訓練シナリオを企画し、適時にシナリオを変え、実施すること。連鎖事象や2次・3次災害の想定とその対応訓練、複合災害の可能性についても想定しておくこと
- (5) 直後に必ず振り返りを行うこと
- (6) 地方自治体、地方運輸局や地方整備局が主催する防災訓練も定期的を実施しているので、積極的に参加することで、自然災害対応の応用力を高めることにつながるるとともに、各関係機関との連携も深める場としても有効である

### 9. 3. 3 他事例に学ぶ

実際に、自然災害に対応した同業他社等の取組とその成果、教訓、その後の改善の取組状況を学び、自社の取組に反映させることが効果的である。

## 9. 4 災害予防から応急・復旧までの留意点

### 9. 4. 1 災害の種別に応じた対応

自然災害には、予測困難な地震から、一定程度予測が可能な台風・集中豪雨等の風水害や火山噴火など様々な種別があるので、種別によって、異なった対応を実施すべきである。

#### 9. 4. 1-1 地震災害

発生の予測が困難であるため、直前の準備ができず、初動対応が極めて重要である。あらかじめ事業への最大影響を想定しておき、建物の倒壊や交通の途絶を考慮に入れ、被災状況に応じて、迅速に対応できるように計画しておくことが必要である。

#### 9. 4. 1-2 風水害

台風や集中豪雨等は、発生の予測がある程度可能であり、最新の気象予報・警報をもとに、移動経路や規模に関する情報を把握し、また地方自治体が作成・公表しているハザードマップ等を参考にした被害状況の想定も含め、それらに基づいて、発生直前に必要な準

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

備をできるだけ行っておくこと。

#### 9. 4. 1-3 降雪

降雪・積雪の予測は、ある程度可能であるため、最新の気象予報・警報、道路交通状態をもとに、積雪や視界不良による立ち往生等を防止するための迅速な判断と対応が極めて重要である。また、雪崩、融雪による河川の増水に伴う二次災害にも十分な注意が必要である。

#### 9. 4. 1-4 火山噴火

気象庁等による火山監視により、火山噴火の予測は、ある程度可能である。最新の火山活動情報により、あらかじめ大きな噴火や火砕流、溶岩流等の影響があると想定される地域から、すみやかに退避するとともに、降灰が広範囲に及ぶ場合に備えて、設備の保全・業務影響を想定しておくことが必要である。

#### 9. 4. 2 想定被害への対応

自然災害の種別を想定した後、地方自治体等が作成・公表しているハザードマップ等を参考にし、会社および社会インフラの被害の規模・程度を見積り、対応を計画する。計画は、被害想定を詳細に見積もったものではなく、実践的で簡潔な計画が望ましい。

#### 9. 4. 2-1 ハード面の対応

地盤の強さや海面からの高さ、がけ崩れのおそれ等について、地方自治体が公表している情報を踏まえ、リスク評価を行い、災害発生時においても機能を維持できる業務拠点（センター）をあらかじめ決定しておく。被災時に、機能維持できる災害に強いセンターが、災害に弱いセンターの業務をカバーするような計画を準備することも可能となる上に、防災のための優先投資を判断することにもつなげられる。

#### 9. 4. 2-2 ソフト面の対応

被害が甚大なセンターでは、家族や家屋の安全確保・救助・復旧がまずは最優先されるので、業務にヒトを投入することが難しい。そこで、被害が比較的軽い地域のセンターの社員を一時的に移動させる投入する想定も必要である。